

# ヘルプマークの配布を開始します!

## ヘルプマークとは?

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

▶配布日 7月20日(金)から

▶配布場所 福祉課窓口(市役所1階)で配布(郵送での配布は行いません。)

### ▶配布対象者

市内在住・在勤・在学等で次に該当する人

- ・義足や人工関節を使用している人
- ・内部障がいや難病の人
- ・妊娠初期の人
- ・そのほか援助や配慮を必要としている人(障害者手帳の有無等は問いません。)

▶配布方法 配布対象者およびその代理人(家族や相談支援事業者などの支援者)からの口頭の申し出により配布します。

※書面による申請は不要です。(氏名等についても確認しません。)

代理人による申し出の場合でも、委任状は不要です。

▶費用 不要

▶その他 1人1つまで

▶問合せ 福祉課 障がい福祉係 (☎95-0118)



ヘルプマーク

## ヘルプマークの使い方

### ▶着用方法

本体のストラップを利用して、かばん等に掛けて使用します。

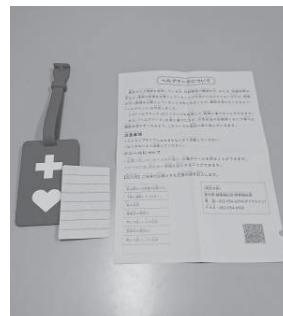


### ▶付属物について

付属物として説明書およびシールが透明な袋の中に同封されています。

シールには、ヘルプマークの使用者が、周囲に伝えたい情報や必要とする支援の内容を自由に記載でき、マークの裏面に貼付することができます。

(例) ご自身の「氏名」や「電話番号」、「緊急連絡先の名前と電話番号」など



## ヘルプマークの着用により期待される効果

ヘルプマークを着けることで「支援を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た人に「支援を促す効果」があると期待されています。

(得られる配慮の例)

- ・電車やバス等、公共交通機関での優先座席の利用
- ・駅や商業施設等で、声をかけてもらうなどの配慮
- ・災害時に、安全に避難するための配慮

## ヘルプマーク普及パートナーシップ制度

県では、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」を設けており、平成30年6月4日から県で作成した啓発用ポスターの掲示など、ヘルプマークの普及啓発にご協力いただける民間事業者を募集しています。

詳細は県ホームページをご参照のうえ、ぜひご協力をいただきますようよろしくお願いします。

○県ホームページ「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度について」

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/help-partner.html>